

○伊丹市議会傍聴規則

公布	昭和41年10月 7日	市議会規則第2号
改正	昭和62年10月 1日	市議会規則第1号
	平成 3年12月26日	市議会規則第1号
	平成19年 3月19日	市議会規則第2号
	平成21年 7月 3日	市議会規則第1号
	令和 4年11月28日	市議会規則第2号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

目次

- 第1条 (趣旨)
 - 第2条 (傍聴席の区分)
 - 第3条 (傍聴券等の交付)
 - 第4条 (傍聴券)
 - 第5条 (傍聴証)
 - 第6条 (傍聴書への記入)
 - 第7条 (傍聴人の入場)
 - 第8条 (傍聴券等の提示)
 - 第9条 (傍聴券等の返還)
 - 第10条 (傍聴人の定員)
 - 第11条 (議場への入場禁止)
 - 第12条 (傍聴席に入ることができない者)
 - 第13条 (傍聴人の守るべき事項)
 - 第14条 (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)
 - 第15条 (傍聴人の退場)
 - 第16条 (係員の指示)
 - 第17条 (違反に対する措置)
- 付則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般傍聴席、車椅子傍聴席、親子傍聴席（児童又は乳幼児を同伴して傍聴するため

に使用する席をいう。) 及び記者席に分ける。

(平19市議会規則2・令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受け、これを携帯しなければならない。

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証)

第5条 傍聴証は、報道関係者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴書への記入)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴書に住所、氏名及び電話番号を記入しなければならない。

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴人の入場)

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴券等の返還)

第9条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは返還しなければならない。

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴人の定員)

第10条 傍聴人の定員は、次に掲げる傍聴席の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。ただし、議長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 一般傍聴席 67人
- (2) 車椅子傍聴席 6人
- (3) 親子傍聴席 4人
- (4) 記者席 8人

(平19市議会規則2・全改、令4市議会規則2・一部改正)

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 犬、猫、鳥その他動物の類を携帯している者。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源は切るか又は音が発生しないように設定し、パーソナルコンピュータ等の電源は切ること。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 記者席では、前項第7号の規定にかかわらず、音が発生しないように設定すれば、携帯電話等を使用（通話を除く。）し、及びパーソナルコンピュータ等を使用することができる。

(令4市議会規則2・一部改正)

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りではない。

(平21市議会規則1・令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(令4市議会規則2・一部改正)

(係員の指示)

第16条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(令4市議会規則2・一部改正)

付 則

1 この規則は、昭和41年10月10日から施行する。

2 伊丹市議会傍聴人取締規則は、廃止する。

付 則（昭和62年10月1日市議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年12月26日市議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月19日市議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年7月3日市議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年11月28日市議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。